

令和元年

5月定例総会会議録

酒田市農業委員会

## 令和元年5月定例総会 会議録

1 日 時 令和元年5月14日（火） 午前9時30分 開議

2 場 所 酒田文化センター 412号室

### 3 出席委員（27名）

1番	佐藤 良平	委員	2番	庄司 隆	委員	3番	白畑ちか子	委員
4番	伊與田明子	委員	5番	佐藤 玲子	委員			
7番	石井 光一	委員	8番	池田 良之	委員	9番	土田 治夫	委員
10番	佐藤 浩良	委員	11番	佐藤 茂樹	委員	12番	遠田 君雄	委員
13番	齋藤 均	委員	14番	児玉 昭一	委員	15番	荘司太一郎	委員
16番	須田 正弘	委員	17番	尾形 大介	委員	18番	佐藤 耕造	委員
19番	五十嵐弘樹	委員	20番	飯塚 将人	委員	21番	富樫 一彦	委員
22番	柿崎 一美	委員	23番	後藤 保喜	委員	24番	五十嵐 亨	委員
			26番	関口 友子	委員	27番	佐藤 清一	委員
28番	荘司 研治	委員	29番	大場 重樹	委員			

### 4 欠席委員（2名）

6番 佐藤 良 委員 25番 五十嵐直太郎 委員

### 5 事務局職員出席者

事務局長 藤井昌道 事務局次長 加藤広晃 農地主査兼係長 阿彦智子  
主任 佐藤 聖 主事 本間瑛帆  
専門員 石塚 裕 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

### 6 報告事項

1. 農地法3条許可書の交付について
2. 農地法第3条の3届出書の受理について
3. 農地法第5条届出書の受理について
4. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
5. 解約
6. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

### 7 議 事

議第23号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第24号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第25号 農用地利用集積計画について  
議第26号 酒田農業振興地域整備計画の変更について  
議第27号 各証明願いについて

---

**開 会**  
(午前 9時30分 開会)

○藤井事務局長

それでは、ただいまから令和元年5月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。  
本日は、公務出張のため五十嵐会長が欠席となっております。開会に当たりましては、齋藤会長職務代理者が挨拶を申し上げます。

○齋藤会長職務代理  
(挨拶)

○藤井事務局長

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。また、同規定第3条により会長が欠席したときは職務を代理することとなっております。齋藤代理よろしくお願いたします。

○齋藤均 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。  
本日の欠席委員は、6番、佐藤良委員、25番、五十嵐直太郎委員です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。  
お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

---

**議事録署名委員の選任**

齋藤均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。  
議事録署名委員に、20番、飯塚将人委員、21番、富樫一彦委員の両名をお願いいたします。

---

**報 告 事 項**

○齋藤均 議長

最初に、報告事項について、事務局の説明を求めます。

○藤井事務局長

報告事項につきましては、議案の1ページからになります。  
今回の報告事項は、1番、農地法第3条の許可書の交付についてが1件、2番、農地法第3条の3届出書の受理についてが8件、3番、農地法第5条届出書の受理については2件、4番、地目変更登記に係る照会に対する回答についてが1件、5番、解約が4件、6番、農地法第18条第6項の規定による通知受理についてが19件、以上35件について報告をいたします。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、議案書1ページをごらんください。(報告事項を朗読説明する)  
報告事項は以上です。

○齋藤均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。  
ございませんか。

(発言する者なし)

ないようですので、これで報告事項を終わります。

---

## 議第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

○齋藤均 議長

議第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○藤井事務局長

議第23号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、8件の申請がありました。その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明をいたします。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、議案書12ページをお開きください。

議第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

なお、今回の農地法第3条の許可申請につきましては、全ての案件におきまして要件欄に記載のありますとおり、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件、その他、経営面積まで農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の案件についての農業者年金への影響はございません。

では、議案書、酒田35番から申し上げます。同じ世帯の親子によるものです。年金を伴わない経営移譲で、使用貸借の10年の設定となります。

酒田36番、同じ世帯の親子です。年金を伴わない経営移譲で10年の使用貸借権設定となります。

酒田37番、同じ世帯の親子です。年金を伴わない経営移譲ということで、10年の使用貸借権設定となります。補足しますと、先月、交換によって取得した農地について、年金に影響はございませんが、使用貸借を行うものです。

酒田38番、相手方の要望によりまして所有権移転ということになります。別添資料をご覧頂きたいと思えます。10アール当たりの対価60万円と記載されていますが、総額で申し上げますと7万6,800円での売買となるものです。

酒田39番、相手方の要望によりまして所有権移転の申請となっております。なお、土地の表示で山林とある部分についての現況は畑でございます。畑と山林部分が一角となっているため、一括での売買となるものでございます。別添資料をご覧いただきますと、10アール当たりの対価は50万5,000円ですが、総額で申し上げますと23万円での売買となるものでございます。

続いて、酒田40番、こちらは親子になります。相手方の要望によりましての所有権移転、贈与ということになります。親子間の贈与でございますので、贈与税の発生も考えられますので、担当の受け付け時に贈与税の確認などの指導は行っているところでございます。

酒田は以上です。

○八幡総合支所 石塚専門員

それでは、八幡について申し上げます。

八幡9番、相手方の要望による所有権移転でございます。なお、この案件につきましては、使用後の農地の状況を考慮し、受手の方から確約書、営農計画書も提出いただきまして、それによりまして、ワラビ、そば等を栽培するという計画になっているというところで伺っております。

以上でございます。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田です。

平田4番、相手方の要望による所有権移転です。別添総会資料で10アール当たり30万円となります。以上です。

○八幡総合支所 石塚専門員

八幡案件につきまして補足いたします。別添資料に八幡9番の単価ございますが、6万7,200円ということで、総額45万円という内容でございます。以上でございます。

○齋藤均 議長  
休憩します。

午前 9時 44分 休憩  
午前 9時 46分 再開

○齋藤均 議長  
それでは、再開します。  
農地調査委員会の報告をお願いします。

○20番 飯塚将人委員  
20番、飯塚です。  
5月9日に、第5班による農地調査委員会を行っております。  
議案23号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤均 議長  
質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。  
今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いします。  
何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤均 議長  
ないようですので、これより質疑に入ります。  
ご質問、ご意見のある方お願いします。  
何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤均 議長  
ないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決に入ります。  
議第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤均 議長  
異議ないようですので、議第23号 農地法第3条の規定による許可申請について許可決定といたします。

---

## 議第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

○齋藤均 議長  
続きまして、議第24号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

○藤井事務局長  
議第24号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、2件の申請がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして説明をいたします。

○ 阿彦農地主査兼係長

議案書の14ページをご覧ください。

議第24号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

酒田11番、坂野辺新田の五十嵐他4名から黒森の法人へ、砂採取のため用地貸借権の1年間の一時転用の許可申請となるものです。なお、こちらの農地区分は青地となっております。また、土地の表示で地目が山林となっておりますが、現況は畑でございます。採取量の予定は1万3,453立米です。

別添資料をご覧くださいと思います。別添資料の2ページ、3ページ、それから、飛びまして6ページから8ページまで確約書をつけてございます。あわせてご覧いただきたいと思います。

それでは、別添資料の2ページのほうから申し上げます。

位置図をご覧ください。場所は十坂小から菊勇のほうにまっすぐ向かう途中の中間から若干西側に入った位置でございます。

3ページの全体計画図ご覧いただきますと、広範囲に計画を進めているエリアになりまして、4期目が昨年10月に申請ありまして、終わったところでございます。今回はその上の部分が該当になっておりまして、補足なんですけれども、当初計画では今回の申請地と右横の6期目とが同じ計画に入ってございましたが、今回は土地の所有権者の契約の都合で分割することになりまして、計画が昨年申請時より1期増えまして、この次、6期目、そして最後、右側のほうに3期目の間に挟まれたところが7期目となる予定でございます。

なお、字切図ご覧いただきますと、市道の方から入って搬入道をつけて、この申請地のところを採取するという計画になってございます。

なお、このたびの採取の深度については5メートル30センチほどという事でありまして。

そして、今回、五十嵐亭委員と児玉昭一委員が案件に関連してまいりますので、後ほど議事参与の制限となるものでございます。

続けます。

酒田12番、黒森の田んぼ1筆につきまして、太陽光発電設備の敷地として所有権移転の許可申請となっております。農地区分について、公共投資の対象外となっている小集団の農地であることから、2種と判断してございます。許可基準は、周辺のほかの土地に立地することが困難と考え、許可基準を満たしているものと考えます。土地の状況としては白地でございます。市街化調整区域内でございます。建物の建築ではないので、開発の許可は不要となっております。また、パネルを288枚設置いたします。形状は支柱差し込みなので、許可が通った後は6月から着工に入り、2カ月ほどで完成の予定という事でございます。

別添資料、4ページ、5ページご覧ください。

5ページの案内図のほうをご覧くださいと、場所が黒森小学校から酒田鶴岡線を三川の方に向かって行ったちょうど中間、袖浦川を越えたあたりから集落内に入った場所でございます。そして、4ページの字切図ご覧いただきますと、四角太枠で囲まれた所が申請地でございます。右側にある28番、29番の所にこの請け人の事務所がございまして、その周りの場所としては、両脇と下のほうが官地に囲まれておりまして、上のほうにある39番、40番が農地でございますので、こちらの方からの同意を頂いている所でございます。また、地区の農振協議会からの同意も頂いておりまして、土地改良区からの意見書も頂戴しているという事でございます。なお、系統連系関係につきましては、経産省からの認可が平成31年1月28日、東北電力からの認可が平成30年12月21日に出でございます。

説明は以上ですが、スライドをご覧くださいと思います。

(スライド上映) スライドは以上です。

○ 齋藤均 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○ 20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。地元農業委員から現地調査の結果を報告願います。

11番、砂採取案件は地元委員の説明不要となっておりますので、酒田12番について、19番、五十嵐弘樹委員、お願い致します。

○19番 五十嵐弘樹委員

5月7日、事務局と私と現地を確認しました。周辺に民家が、こちらの方に民家がありまして、見ての通り、遊休農地という原野化している土地です。そこが一番大きい面積といたしますか、こまごまとした面積がありました。やっとな綺麗になり農作の面からも住民からは苦情等いろいろ来ておりまして、何とかならないのかなという部分も心配はしてはいましたが、今、そうだと言う事ではありますが、いろいろと綺麗にしてもらえればと言うふうに考えて、向こうの方でも良かった良かったというふうに言っておりました。

いろいろと問題はありますが、質疑の方よろしくお願ひいたします。

○齋藤均 議長

それでは、質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。14番、児玉昭一委員、24番、五十嵐亨委員に該当する案件がありますので、この案件を先に審議します。2名に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前 10時 00分 休憩

午前 10時 00分 再開

○齋藤均 議長

再開します。質疑に入ります。

酒田11番についてご質問、ご意見ある方、お願いします。  
お願いします。

○21番 富樫一彦委員

1点確認ですけれども、地目が山林、現況が畑、それから優良農地造成というようなことで、砂を採取する。その完了後、地目はどういうふうに変更になるのか、ならないのか、その辺、農業委員の指導というんですか、そういうような立場なんかをお聞きしたいと思ひます。

○齋藤均 議長

事務局、お願いします。

○阿彦農地主査兼係長

砂採取に当たって、酒田市の砂利対策協議会というものを経てこちらの案件に載ってくるわけですが、砂利対策協議会のほうで地権者さんなどに砂採取の許可を出す際にも、その地目変更を必ずしてくださいという意見をつけて許可が出ているところではございますが、ご指摘のとおり、便宜上なかなかそこまで徹底されていないところもござひます。今後も砂利対策協議会のほうと連携しながら、速やかな地目変更をお願いしていきたいところでござひます。

以上でござひます。

○齋藤均 議長

この問題、また、砂利対その他、これからも農業委員会、また協議する場面がいっぱいありまして、今後の課題として議論を進めていきたいと思ひますので。

何か、富樫委員、よろしいでしょうか。今後、意見でもありましたら、議題にします。

○21番 富樫一彦委員

21番、富樫です。今回、7期目までいろいろと細かい計画変更ということで、今回の予定が5期目という。これまで、今、過去何年間のそういう地目変更の実績も一切ないというふうな今回の採取計画は、今後、どのような影響、つまり、いろいろ経済的に地域合意と事業との兼ね合いのある案件で、今後も続く事業であろうと思いますので、そういうふうな指導というか、その辺、方向を後世に残るようないいのにしていただきたいというふうな要望であります。

以上です。

○齋藤均 議長

では、要望として承りたいと思います。進めます。  
ほかに何かございませんでしょうか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決に入ります。  
酒田11番の議案について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤均 議長

異議ないようですので、酒田11番について許可決定といたします。  
続きまして、議事参与の制限案件以外の酒田12番について審議いたします。  
ご質問、ご意見ある方、お願いします。  
ご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決に入ります。  
農地法第5条の規定による許可申請の酒田12番について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤均 議長

異議ないようですので、酒田12番について許可決定といたします。  
以上により、議第24号 農地法第5条の規定による許可申請については、全て許可決定といたします。

---

## 議第25号 農用地利用集積計画について

○齋藤均 議長

続きまして、議第25号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

○藤井事務局長

議第25号 農用地利用集積計画につきまして、1番、一般事業、(1)所有権の移転が2件、(2)交換が2件、(3)利用権の設定が43件の計画の申し出がありました。その可否を決定しようとするものであります。  
詳細につきまして説明いたさせます。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、議案書15ページをご覧ください。

議第25号 農用地利用集積計画についてです。

なお、今回から令和に元号が変わってございますので、先ほどの3条からもそうなおるんですが、令和の元年表示ではなく、議案書に関しましてはシステムの都合上、令和1年からの表示とさせていただきます。なお、行政の文書としても1年表示、元年表示のことにつきましては支障がないということで確認をいたしておりますので、議案書中、元年、1年の混在がございしますが、その点はご了承いただきたいと思っております。

それでは、議案の説明を申し上げます。

1番、一般事業、(1)所有権の移転についてです。

公告予定日は令和元年5月17日の予定でございます。

なお、今回の利用集積の案件につきましては、全件とも要件欄に記載のありますとおり、全部効率活用要件、農業常時従事要件、自立、意欲、能力要件、認定農業者等、経営面積まで要件を満たしているものと考えます。

また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元農業委員からあらかじめ確認をいただいているところでございます。

それでは、議案書申し上げます。

広野3番、広野の田んぼ2筆について10アール当たり対価55万円、総額436万7,550円で所有権移転の申請でございます。移転時期、支払い時期は令和元年6月7日となっております。

それでは、平田お願いします。

#### ○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田6番です。こちらは先ほど18条の6項で解約のあったものになります。こちらの田を総額230万円からの割り返しで10アール当たり49万3,034円、移転時期・支払い時期ともに令和元年6月28日です。請け人は認定農業者になります。

以上です。

#### ○阿彦農地主査兼係長

続いて、16ページお聞きください。

一般事業、(2)交換となります。公告予定日は令和元年5月17日です。

本楯1番、畑1筆についての交換となります。対価はゼロ円で、移転時期は令和元年5月18日の予定でございます。なお、受人があっせん登録者ということでなっております。

続いて、本楯2番、こちらも前案件と同じ組み合わせでございますが、交換となるものです。大豊田の畑1筆について、ゼロ円の対価で、5月18日の移転時期となっております。

なお、面積差が2割以内でおさまっておりますので、交換ということでございまして、また、この譲受人の経営面積が1万246平米でございますが、交換の場合の申し合わせ事項としまして、片方があっせん基準を満たしている登録者または認定農業者であれば交換が可能であるため、今回要件を満たしているということでございます。

続いて、次のページです。

(3)利用権の設定です。公告予定日は5月17日の予定です。

西荒瀬27番、10アール当たり賃借料が1万1,000円で、10年間の新規契約です。

続きまして、北平田12番です。農協を通してこのたび、法人(借受人)さん、新規の法人となりますが、先ほど18条6項で解約した残期間ということで、10アール当たり賃借料が1万1,000円での契約となるものでございます。

なお、別添資料、ご覧いただきたいと思っておりますが、9ページのほうから14ページまで法人(借受人)さんのことで載せております。法人(借受人)さんが、このたび申請に当たりまして法人の利用要件を確認いたしましたところ、9ページの表にございますが、1番、農地の利用方法は借り入れ、2番、形態要件は株式会社、3番、事業要件は主たる事業が農業、4番の構成員議決権要件は農地所有適格法人に該当、その下に役員要件も該当、それと、一番下にあります8番の農地の権利取得のための法的な要件として、農地の全てについて効率活用要件を満たしていることと、経営面積が今回の集積計画が全て認められると50アール以上経営となること、それから、周辺の農地利用に支障が生じないということで、法人利用要件を満たしているものと考えます。

なお、10ページ以降、定款と登記簿謄本、つけてございますので、ご覧いただきたいと思っております。また、14ページにございますが、このたびの営農計画ということで、水稻ということで確認をして

いるところでございます。

それでは、議案書のほうに戻っていただきたいと思います。

17ページ、北平田13番です。こちらは東根市在住の方から庄内みどり農協を通して、法人（借受人）さんへの10年間の貸し付け、新規契約となるものです。なお、こちらも状況として、貸付人が遠方在住ということで保全管理もままならないということから、賃借料は1,000円で貸し付けとなっているものでございます。

18ページをお開きください。

東平田12番になりますが、こちら、22ページの酒田29番まで、法人（借受人）さんの借り受けの案件となるものでございます。全てJAみどり通しになりまして、賃借料は1万1,000円のものでございます。

なお、契約期間は10年のものと、先ほど18条6項で解約したものの残期間の設定となっておりますので、契約期間だけそれぞれ申し上げたいと思います。

それでは、東平田12番は10年、東平田13番も10年、東平田14番は6年、次のページ、東平田15番が6年、その下も6年、その下は2年、その下は10年です。

20ページをお開きください。20ページは全て10年契約です。

21ページになります。

酒田24番は6年、その下、10年、その下も10年、酒田27番は7年です。

22ページをお開きください。

酒田28番は6年、酒田29番は5年です。ここまでの法人（借受人）さんの借り受け案件となっております。

続きまして、22ページ、申し上げます。

袖浦25番です。袖浦25番と26番は同じ借受人となっております。JA通しなしで相互の契約となるものでございます。契約期間はそれぞれ5年、賃借料は5,000円の対価となっております。なお、袖浦26番についての地目が山林含まれてございますが、現況は畑となっているものでございます。なお、こちら請け人については、このたび新規就農ということでございますので、別添資料の15ページに営農計画書をつけてございます。これまで中平田地区で水稻をお父様と一緒に経営されていましたが、このたび畑作農業に従事しようということで、計画このように出ております。ご覧いただきたいと思っております。

それでは、説明続けます。

議案書の23ページをごらんください。

浜中3番です。袖浦農協通しで10アール当たり4,000円の賃借料で5年の新規契約です。

酒田につきましては以上です。

#### ○八幡総合支所 石塚専門員

続いて、八幡地区を申し上げます。

八幡72番につきましては、先ほど解約にありました案件を新たな請け手の方と結ぶものでございます。賃借料1万2,012円の新規でございます。

八幡73番につきましては、先ほど3条の3で相続したものに続きまして、前の方と同様の方と新たにいたしますか、更新の形で10年のものを結ぶと。賃借料につきましては、10アール当たり6,000円となるものでございます。

八幡74番につきましては、農協通しでございますが、賃借料4,000円、8年の切りかえでございます。これまでは相互での契約でありましたが、今回、JA通しということで通りましたので、切りかえという形での内容です。

次のページ、八幡75番につきましては、こちらもJA通しで1万2,000円の10年の新規の内容でございます。

以上でございます。

#### ○松山総合支所 門協調整主任

続いて、松山地区になります。

今回の松山の集積案件は全て農協通しとなっております。

では、申し上げます。

松山62番、こちらは先ほど18条6項で農協まで解約した後、残期間を再設定したものです。

松山63番から松山64番までは、先ほどの18条6項で解約後に法人（借受人）さん、63番も64番もどちらも同じ受手であります法人（借受人）に新たに貸し付けすることになったものです。

松山65番から松山66番までは、出し手が同じ方です。相続人代表の形で契約です。

続きまして、松山67番から次のページの松山69番まで、こちらは受け手が法人となっています。

次の最終の松山70番は、受手が法人となっています。

以上、松山になります。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田地区です。

平田85番、7,000円、3年、更新です。

平田86番、1万1,000円、10年、更新です。

平田87番、9,000円、10年、更新です。

平田88番から最後の92番まで、JA経由になります。

平田88番、先ほど酒田の案件でも出てまいりましたが、受人が法人（借受人）です。先ほど18条の6項で農協まで解約のあったものになります。1万1,000円、7年、新規です。

平田89番、3,000円、6,000円、混在しております。10年、新規です。

平田90番、6,000円、10年、新規です。

次のページです。

平田91番、1万1,000円、10年、更新です。

平田92番、1万1,000円、10年、更新です。

以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第25号 農用地利用集積計画で、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは審議に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。庄内みどり農業協同組合及び酒田市袖浦農業協同組合を経由した転貸の議案について審議します。

6番、佐藤良委員、11番、佐藤茂樹委員、19番、五十嵐弘樹委員は議長が指名した以外の発言と採決参加について制限いたしますので、ご留意ください。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

庄内みどり農業協同組合及び酒田市袖浦農業協同組合を経由した転貸の議案についてを計画決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、庄内みどり農業協同組合及び酒田市袖浦農業協同組合を経由した転貸の議案については、計画決定いたします。

11番、佐藤茂樹委員、19番、五十嵐弘樹委員の発言と採決についての制限を解除いたします。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限

の議案以外について審議します。  
ご質問、ご意見のある方、お願いします。  
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長  
ないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決に入ります。  
議事参与の制限の議案以外を計画決定とすることにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長  
異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を計画決定といたします。  
以上により、議第25号については全て計画決定となりました。

---

## 議第26号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

続きまして、議第26号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

○藤井事務局長  
議第26号 酒田農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、酒田市長から意見を求められているものです。  
詳細につきまして説明をいたします。

○阿彦農地主査兼係長  
議案書の29ページをお開きください。  
議第26号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてです。  
それでは、計画について申し上げます。  
この農業振興地域整備計画は、農地利用計画とそれ以外の農業施策に関するマスタープランに大きく2つ分かれております。今回はマスタープランに関する変更となっております。この農振計画が10年計画で平成30年1月に策定されておりますが、具体的な施策についてはより実効性の高い計画とするために、毎年見直しを実施しております。今回はその発行案となります。  
なお、こちら、31ページのほうから申し上げますと、こちらは農業生産基盤の整備開発計画の変更についてとなっております。既存計画の変更が9事業、新規計画の追加が5事業です。備考欄に事業名や実施箇所の図面ページも記載してございますので、資料の通し番号での図面番号を照合いただきたいと思います。  
初めに、既存計画の変更につきましては、備考欄の中に(変更)と表示してございます。また、項目に下線が引いてあるところが変更箇所となります。  
議案書の32ページのほうに一覧を記載しておりますが、事業の進捗に伴う事業内容や実施年度などの変更となっているものです。  
なお、31ページのほうをご覧くださいと、一番上に記載の変更地区、農村地域防災減災事業につきまして、これまで、後段ご説明いたしますが、農用地等の保全整備計画に入ってきたものでございますが、そちらから削除し、今回こちらのほうへ移すものとなっております。事業内容の変更はございません。  
続きまして、備考欄の右下に新規と記載がある追加の5事業についてですが、31ページの表、下から3つ目、経営土地改良事業計画設計事業は、農地の大区画化、汎用化の基盤整備を行いまして、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するために実施するものとなります。  
その下、農業就労と長寿命化、防災減災事業については、日向川地区における農業整備施設の老朽化にきめ細かく対応して、長寿命化を図る方、機能低下により災害のおそれが生じている箇所においてその機能を回復し、被害の発生を未然に防ぐために進めるものです。  
続いて、配図番号で申し上げますと36番、中平田南第一地区農地整備事業が、農地の集積集約化を図

り、合理的な水管理能力の軽減が急務であることから、排水路の管路が四角かんがい等を行うことにより、草刈り労力の大幅な軽減、ほ場の汎用化による高収益作物の増益促進を図るものになります。

続きまして、補足資料をごらんいただきたいと思います。

配図番号37番、中平田南第一地区における農地耕作条件改善事業につきましては、水路の老朽化によりかんがい用配水に支障を来す施設もあることから、農業用水利施設の補修を行い、ほ場の汎用化及び担い手の農地集積・集約化を図るものです。

続いて、その下、配図番号38番、農業基盤整備促進事業については、鳥海南麓楯団地について、ほ場内排水が流下し民家へ浸水被害及ぼす危険性があるため、水路整備及び改修工事を実施するものであり、農道吉ヶ沢線、過疎基幹農道、ニタ子地区について農道路肩及び農道法面が崩落しているため、改修工事を実施するものです。

最後に、備考欄の右下に削除と記載がある配図番号22番から25番までの4つの農業集落排水施設機能強化対策事業につきましては、全体的な事業方針の見直しの結果により削除するものです。

続きまして、議案書の40ページをごらんください。

農用地等の保全整備計画の変更についてご説明いたします。

配図番号2番の本溝地区農村地域防災減災事業、それから、4番の茨野地区農村地域防災減災事業、ともに先ほどご説明しました保全整備計画から農業生産基盤の整備開発計画へ移すものとなります。事業内容に変更はございません。

続きまして、3番、農業近代化施設整備計画の追加でございます。こちら、15事業、全て新規の事業となるものです。配図番号で申し上げますと、配図番号6、7番から16番までの産地パワーアップ事業について、園芸産地の競争力強化のため、生産基盤の整備等を支援する目的で実施しているものでございます。

また、議案書の42ページにかかってまいりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。配図番号17番から20番までの園芸大国やまがた産地育成支援事業については、園芸産地の拡大と産出額の増加を図る取り組みを支援する目的で実施しているものでございます。

最後に、配図番号21番です。こちら、42ページの資料になります。

こちらは畜産酪農収益力強化整備等の特別対策事業になりますが、畜産の収益性の向上を実現するために必要となる家畜飼料管理施設等の整備を支援する目的で実施しているものです。

なお、事業費の説明を申し上げますと、産地パワーアップ事業について、事業費が2億9,993万6,000円で、補助率は国2分の1の補助となっております。

その次、山形県園芸大規模集積団地整備支援事業については、販売額1億円を目指す取り組みとなっているものです。

そして、計画番号17番から20番までの園芸大国やまがた産地育成支援事業の事業費は8,301万8,000円で、補助率は県が12分の5、市が10分の1、合わせて60分の31の補助となっております。

最後の畜産の配図番号21番の事業について、事業費は9,990万円です。補助率は国2分の1となっております。

なお、補足で申し上げますと、今回ご審議いただきます内容は、4月22日に開催いたしました酒田農振協議会総会において承認いただいているものでございます。今回、農業委員会にもあわせてお諮りしているものでございますので、よろしくご審議お願いいたします。

○齋藤 均 議長

かなりボリュームありますので、審議の前に精査のための時間を設けたいと思います。2分間の黙読をお願いします。

(黙読)

○齋藤 均 議長

それでは、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

何かご質問、ご意見ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第26号 酒田農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第26号については決定といたします。

---

## 議第27号 各証明願いについて

○齋藤 均 議長

続きまして、議第27号 各証明願いについてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

○藤井事務局長

議第27号 各証明願いにつきまして、1件の提出がございました。その交付の可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして説明をいたします。

○阿彦農地主査兼係長

では、議案書の45ページ、一番最後のほうをご覧ください。

議第27号 各証明願いについてです。

酒田3番、願い出人は亀ヶ崎3丁目の方です。対象となる土地につきまして、亀ヶ崎3丁目5-4、畑1筆になります。願い出理由は、相続税の納税猶予新規手続のためということでございまして、願い出人の父が平成30年8月17日に亡くなられたことによる相続発生となるものでございます。別添資料をご覧いただきたいと思いますが、別添の16ページ、17ページにその申請書の写しをつけてございます。

これまで亀ヶ崎3丁目で願い出人の父が地域の担い手として活動されておりました。昨年亡くなられたことによって、その息子さんが経営を引き継いでいるものとなっております。

なお、相続税の新規手続の要件として、亡くなられた方が亡くなられる前、引き続き3年以上農業経営をしているということが必要になりまして、その後、後継者の方も農業していることが要件となっているものでございます。こちらについて、経営面積などの確認及び細目書の確認は行っているところでございますが、詳細は担当農業委員のほうから補足をお願いしたいと思います。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前に、状況確認の内容を確認します。

地元農業委員からの確認の結果を報告願います。

初めに、酒田3番について、児玉昭一委員、お願いします。

○14番 児玉昭一委員

14番、児玉です。

農業に従事しておりまして、願い出人は大分頑張っております。何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。ありませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第27号 各証明願いについて、証明書を交付することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第27号については交付決定といたします。

---

**閉 会**

以上をもちまして令和元年5月定例総会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

(午前10時42分 閉会)

---